

オフィス条約を日本で実現する NGO ネットワーク 運営委員
 橘高 真佐美

第 4 回化学物質と環境に関する政策対話についての補足意見

平成 26 年 1 月 31 日に開催された第 4 回「化学物質と環境に関する政策対話」、次のとおり、意見を補足する。

1. リスク評価と予防原則について

ネオニコチノイド系農薬についてのリスクは完全に明らかになった状態ではない。しかし、欧州委員会は、平成 24 年に公表された最新の研究結果等を考慮し、平成 25 年 5 月、同年 12 月 1 日から 2 年間にわたり、クロチアニジン、イミダクロプリド、チアメトキサムの 3 つのネオニコチノイド系農薬を暫定的に使用することを原則として禁止し、その間に科学的知見を収集し、使用の承認をするかどうかを再検討することとした。これは、リスク評価において、予防原則を適用した事例と考えられる。

膨大な数の化学物質があり、しかも複合影響も考慮すれば、完全なリスク評価の結果を待っている、生態系や子どもに対して、深刻かつ取り返しのつかない悪影響が出るということは避けられない場合がある。日本においても、予防原則に立って、リスク評価を実施すべきであり、新たな有害性に関する知見が得られた場合には、すでに一度使用が認められた物質であっても、ばく露の可能性や代替物質の有無等を考慮し、暫定的に使用を中止できるような規制枠組みを設けるべきである。

2. 環境ホルモンに関するリスク評価について

国連環境計画 (UNEP) や世界保健機構 (WHO) の国際的な専門家たちのワーキンググループが発表した「内分泌かく乱物質の科学の現状 2012 年版」では、環境ホルモン問題について、特に胎児期や乳幼児期の環境ホルモンへのばく露が子どもの発達に与える影響が懸念されるとし、環境ホルモンは「解決をしなければならない世界的な脅威である」と指摘されている。

欧州の化学品規制 (REACH)、植物保護製品 (PPP) 規制、バイオサイド製品 (BPR) 規制によって、環境ホルモンの科学的基準が特定されることとなっており、欧州では今年、環境ホルモンの基準が発表される見込みである。

日本でも、最新の環境ホルモン研究を踏まえ、環境ホルモン作用が疑われる化学物質のリスク評価を実施し、胎児期や乳幼児期に環境や食品を通じた環境ホルモンへのばく露を防げるように、早急に対策を講じるべきである。

3. 水銀に関するリスクの管理について

日本は、平成25年10月、水銀に関する水俣条約に署名した。現在、日本は年間100トンの水銀を輸出しているが、水俣条約の締約国は、原則として、水銀を輸出してはならないとされる。欧米では、すでに国内法において、水銀の輸出が禁じられており、日本も、速やかに水銀の輸出を国内法で禁止し、水銀が世界に拡散することを防止することに協力すべきである。

同時に、水銀の輸出を止めれば、日本国内で長期保管することになるから、水銀の管理方法や保管場所等、適切な水銀のリスク管理の方法を検討しなければならない。

4. SAICM 国内実施計画のレビューについて

平成24年9月に SAICM 国内実施計画が策定された。同実施計画においては、「関係省庁連絡会議において実施状況を点検し、結果を公表する」とされているが、当政策対話の間でも、実施状況の点検、実施を促進するための対話を行っていただきたい。

以上